

(2) 変更しようとする年月日

(3) 変更の理由

(認定関係事務の休廃止の許可の申請)

第20条 条例第19条第4項の規定による許可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出して行うものとする。

(1) 休止し、又は廃止しようとする認定関係事務の範囲

(2) 休止し、又は廃止しようとする年月日

(3) 休止しようとする場合にあっては、その期間

(4) 休止又は廃止の理由

(認定関係事務の引継ぎ等)

第21条 指定認定機関は、知事が条例第19条第5項の規定により認定関係事務の全部若しくは一部を自ら行う場合、同条第4項の許可を受けて認定関係事務の全部若しくは一部を廃止する場合又は知事が条例第21条第2項若しくは第3項の規定により指定を取り消した場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

(1) 認定関係事務を知事に引き継ぐこと。

(2) 認定関係事務に関する帳簿及び書類を知事に引き継ぐこと。

(3) その他知事が必要と認める事項

別記第1号様式中「第16条第3項」を「第10条第3項」に認める。

別記第3号様式中「認可(承認)された県立公園」を「認可(承認)された一県立公園」に改める。

別記第5号様式中「第20条第4項」を「第14条第4項」に改め、同様式に次の2様式を加える。

別記第5号様式 その12(第14条関係)

特別地域内物の集積(貯蔵)許可申請書

熊本県立自然公園条例第14条第4項の規定により 県立公園の特別地域内における物の集積(貯蔵)の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

年 月 日

申請者 住所(所在地)〒 氏名(名称及び代表者名) 印
電話番号

熊本県知事 様

目 的		
行 為 地		市 町 大字 字 番地 郡 村
行為地及びその付近の状況		
集積(貯蔵)物の種類		
施 行 方 法	集積(貯蔵)方法	
	集積(貯蔵)する面積	
	集積(貯蔵)する高さ	
	集積(貯蔵)設備	
	関連行為の概要	
	施行後の周辺の取扱い	
予 定 期 間	着手日	年 月 日
	完了日	年 月 日
備 考		

1 添付図面

- (1) 縮尺 1:50,000以上の地形図
- (2) 縮尺 1:5,000以上の概況図及び天然色写真
- (3) 縮尺 1:1,000以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図
(立面図に彩色したもので可)
- (4) 縮尺 1:1,000以上の修景図

2 記載上の注意

- (1) 申請文の「 県立公園」の箇所には当該県立公園の名称を記入してください。なお、不要の文字は抹消してください。
- (2) 申請者欄の氏名(代表者名)を自署する場合は、押印は不要です。
- (3) 「目的」欄には、当該工作物を設ける目的及びその必要性を具体的に記入してください。
- (4) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示すために必要な事項を記入してください。
なお、詳細については、添付図面に表示してください。
- (5) 「関連行為の概要」欄には、支障木の伐採、敷地造成、残土処理、工事用仮工作物等当該行為に伴う行為の種類及び施行方法を記入してください。
なお、詳細については、添付図面に表示してください。
- (6) 「施行後の周辺の取扱い」欄には、跡地の整理、修景のための植栽等風致景観の保護のために行う措置を記入してください。
- (7) 「備考」欄には、他の法令、条例又は規則の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進ちょく状況を記入してください。
なお、土地所有関係についても記入してください。
また、以前熊本県立自然公園条例の許可を受けたものについては、その旨、許可処分の日付及び番号、付された条件等を記入してください。
- (8) 用紙の大きさは、日本工業規格A4としてください。

別記第5号様式 その13(第14条関係)

特別地域内動物の捕獲(殺傷)(動物の卵の採取(損傷))許可申請書

熊本県立自然公園条例第14条第4項の規定により 県立公園の特別地域内における動物の捕獲(殺傷)(動物の卵の採取(損傷))の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

年 月 日

申請者 住所(所在地)〒
氏名(名称及び代表者名) 印
電話番号

熊本県知事 様

目 的		
行 為 地		市 町 大字 字 番地 郡 村
行為地及びその 付近の状況		
捕獲(殺傷)(採取 (損傷))物の種類		
施 行 方 法	捕獲(殺傷) (採取(損傷)) 物の数量	
	捕獲(殺傷) (採取(損傷)) 方法	
予 定 期 間	着 手 日	年 月 日
	完 了 日	年 月 日
備 考		

1 添付図面

- (1) 縮尺 1:50,000以上の地形図
- (2) その他行為の施行方法の表示に必要な図面

2 記載上の注意

- (1) 申請文の「 県立公園」の箇所には当該県立公園の名称を記入してください。

なお、不要の文字は抹消してください。

- (2) 申請者欄の氏名（代表者名）を自署する場合は、押印は不要です。
- (3) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示すために必要な事項を記入してください。
- (4) 「捕獲（殺傷）（採取（損傷））方法」欄には、使用器具の名称、採取（損傷）部分の別等を記入してください。
- (5) 「備考」欄には、他の法令、条例又は規則の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進ちょく状況を記入してください。

なお、以前熊本県立自然公園条例の許可を受けたものについては、その旨、許可処分の日付及び番号、付された条件等を記入してください。

- (6) 用紙の大きさは、日本工業規格A4としてください。

別記第 6 号様式中「第 20 条第 5 項」を「第 14 条第 5 項」に改める。

別記第 7 号様式中「第 20 条第 6 項」を「第 14 条第 6 項」に改める。

別記第 8 号様式及び別記第 9 号様式中「第 20 条第 7 項」を「第 14 条第 7 項」に改める。

別記第 10 号様式 その 1 中「(第 11 条関係)」を「(第 22 条関係)」に、「第 22 条第 1 項」を「第 24 条第 1 項」に改め、同様式 2 記載上の注意中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号から第 8 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

別記第 10 号様式 その 2 中「(第 11 条関係)」を「(第 22 条関係)」に、「第 22 条第 1 項」を「第 24 条第 1 項」に改め、同様式 2 記載上の注意中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とする。

別記第 10 号様式 その 3 中「(第 11 条関係)」を「(第 22 条関係)」に、「第 22 条第 1 項」を「第 24 条第 1 項」に改め、同様式 2 記載上の注意中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

別記第 10 号様式 その 4 中「(第 11 条関係)」を「(第 22 条関係)」に、「第 22 条第 1 項」を「第 24 条第 1 項」に改め、同様式 2 記載上の注意中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

別記第 10 号様式 その 5 中「(第 11 条関係)」を「(第 22 条関係)」に、「第 22 条第 1 項」を「第 24 条第 1 項」に改め、同様式 2 記載上の注意中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

別記第 10 号様式 その 6 中「(第 11 条関係)」を「(第 22 条関係)」に、「第 22 条第 1 項」を「第 24 条第 1 項」に改め、同様式 2 記載上の注意中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

別記第 11 号様式を次のように改める。

別記第11号様式 (第30条関係)

(表)

第 号
身 分 証 明 書
所 属 職 氏 名
<p>上記の者は、熊本県立自然公園条例第22条に規定する報告の徴収及び立入検査、第26条に規定する報告の徴収及び立入検査、第28条に規定する利用のための規制の指示並びに第41条に規定する実地調査を行うことができる職員であることを証明する。</p>
年 月 日
熊本県知事 印

(裏)

<p>熊本県立自然公園条例(抄)</p> <p>(報告徴収及び立入検査)</p> <p>第22条 知事は、第16条からこの条までの規定の施行に必要な限度において、指定認定機関に対し、その認定関係事務に関し報告を求め、又はその職員に、指定認定機関の事務所に立ち入り、指定認定機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</p> <p>2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>(報告の徴収及び立入検査)</p> <p>第26条 知事は、県立自然公園の保護のために必要があると認めるときは、第14条第4項若しくは第15条第3項第6号の規定による許可を受けた者又は第24条第2項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置をとるべき旨を命ぜられた者に対して、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。</p> <p>2 知事は、第14条第4項、第15条第3項第6号、第24条第2項又は前条の規定による処分をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該職員をして県立自然公園の区域内の土地若しくは建物内に立ち入らせ、又は第14条第4項各号、第15条第3項第6号若しくは第24条第1項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、又はこれらの行為の風景に与える影響を調査させることができる。</p> <p>3 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。</p> <p>4 第1項及び第2項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>

(利用のための規制)

第28条 県立自然公園の特別地域又は集団施設地区内においては、何人もみだりに次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 当該県立自然公園の利用者に著しく不快の念を起こさせるような方法で、ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。
- (2) 著しく悪臭を発散させ、拡声機、ラジオ等により著しく騒音を発し、展望所、休憩所等をほしいままに占拠し、嫌悪の情を催させるような仕方でも引きをし、その他当該県立自然公園の利用者に著しく迷惑をかけること。

2 県の当該職員は、特別地域又は集団施設地区内において前項第2号に掲げる行為をしている者があるときは、その行為をとめるべきことを指示することができる。

3 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第6章 雑則

(実地調査)

第41条 知事は、県立自然公園の指定、公園計画の決定又は公園事業の決定若しくは執行に関し、実地調査のため必要があるときは、当該職員をして、他人の土地に立ち入らせ、標識を設置させ、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹若しくは垣、さく等を伐採させ、若しくは除去させることができる。

2 知事は、当該職員をして前項の規定による行為をさせようとするときは、あらかじめ土地の所有者(所有者の住所が明らかでないときは、その占有者。この条において以下同じ。)及び占有者並びに木竹又は垣、さく等の所有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない。

3 第1項の職員は、日出前及び日没後においては、宅地又は垣、さく等で囲まれた土地に立ち入ってはならない。

4 第1項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

5 土地の所有者若しくは占有者又は木竹若しくは垣、さく等の所有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入り又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げてはならない。

第7章 罰則

第48条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 偽りその他不正の手段により第16条第5項の立入認定証の再交付を受けた者
- (2) 第19条第4項の許可を受けないで認定関係事務の全部を廃止した者
- (3) 第22条第1項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- (4) 第24条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (5) 第24条第5項の規定に違反した者
- (6) 第26条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (7) 第26条第2項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ、又は忌

避した者

- (8) 県立自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、みだりに第28条第1項第1号に掲げる行為をした者
- (9) 県立自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、第28条第2項の規定による当該職員の指示に従わないで、みだりに同条第1項第2号に掲げる行為をした者
- (10) 第41条第5項の規定に違反して、同条第1項の規定による立入り又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げた者

第49条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第44条、第45条、第47条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

第50条 第16条第6項の規定に違反して立入認定証を携帯しないで立ち入った者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 この規則による改正後の熊本県立自然公園条例施行規則(以下「新規則」という。)第9条の規定は、この規則の施行の日以後にされる熊本県立自然公園条例第14条第4項の規定による許可の申請について適用し、この規則の施行の日前にされた改正前の熊本県立自然公園条例第20条第4項の規定による許可の申請については、なお従前の例による。

第3条 この規則の施行の際現に存する改正前の熊本県立自然公園条例施行規則(以下「旧規則」という。)に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

第4条 この規則の施行の際現に交付されている旧規則に定める別記第11号様式による証明書は、その有効期間内においては、新規則の規定による証明書とみなす。

